

明石市公共施設配置適正化の 取り組みへの提言

平成28年（2016年）2月

明石市公共施設配置適正化に関する有識者会議

目次

はじめに.....	- 1 -
1 明石市の取り組みの概要.....	- 2 -
(1)明石市の公共施設の現状.....	- 2 -
(2)明石市の取り組みの流れ.....	- 2 -
(3)提言について.....	- 3 -
2 公共施設配置適正化の基本的な考え方.....	- 4 -
(1) 公共施設配置適正化の理念について.....	- 4 -
(2) 目標の設定について.....	- 5 -
(3) 各施設の判断基準について.....	- 6 -
(4) 施設使用料等について.....	- 7 -
(5) 取り組みの進め方について.....	- 8 -
3 各施設の考え方.....	- 9 -
① 小・中学校.....	- 9 -
② 小・中学校区コミュニティ・センター.....	- 10 -
③ 市営住宅.....	- 11 -
④ 市民会館.....	- 12 -
⑤ 西部市民会館.....	- 13 -
⑥ 生涯学習センター.....	- 14 -
⑦ 産業交流センター.....	- 15 -
⑧ 勤労福祉会館・中高年齢労働者福祉センター（サンライフ明石）.....	- 16 -
⑨ 卸売市場.....	- 17 -
⑩ 文化博物館.....	- 18 -
⑪ 市立図書館、西部図書館.....	- 19 -
⑫ 市民センター、サービスコーナー.....	- 20 -
⑬ 高齢者ふれあいの里.....	- 21 -
⑭ 厚生館.....	- 22 -
⑮ 少年自然の家.....	- 23 -
⑯ あかし斎場旅立ちの丘.....	- 24 -
⑰ 明石駅前立体駐車場.....	- 25 -
参考資料.....	- 26 -
(1) 明石市公共施設配置適正化に関する有識者会議 委員名簿.....	- 26 -
(2) 明石市公共施設配置適正化に関する有識者会議 開催状況.....	- 26 -
(3) 各施設の判断基準.....	- 27 -

はじめに

私たちの日々の暮らしやまちづくりにとって欠かせない学校や図書館、福祉施設や文化施設などの公共施設は、高度経済成長や人口増加などを背景に、これまで増加を続けてきました。これら公共施設の多くでは老朽化が進行しており、これから次々と大規模改修や建て替えが必要な時期を迎えますが、こうした施設の更新には多額の費用を要します。

周知のとおり、昨今の自治体の財政は、人口減少や少子高齢化の進展により、歳入が伸び悩む一方、福祉関係経費などの歳出がふくらみ、厳しい運営を強いられており、施設更新のための財源の確保は極めて難しい状況にあります。このため、公共施設の老朽化への対応が全国の自治体に共通の課題となっており、それは明石市においても例外ではありません。

こうしたことから、明石市においても、「明石市公共施設配置適正化基本計画」を平成27年3月に策定するなど、既に取り組みに着手していますが、今後、各施設の具体的な取り組みを定めた「明石市公共施設配置適正化実行計画」の策定にあたり、より客観的・専門的な見地からの検討を行うため、当会議が設置されました。

当会議では、今後の公共施設のあり方について、基本計画に定める基本方針を踏まえるとともに、公共施設に新たな価値を生み出し、魅力あるまちづくりを進めるという観点も加味して検討を行い、このたび、公共施設配置適正化の取り組みへの提言を取りまとめました。

長期的には人口減少が避けられず、厳しい財政運営が続くと見込まれる中、将来にわたって現在ある公共施設をこのまま維持し続けることは、将来世代に負担を先送りすることに他ならず、公共施設配置の適正化は待ったなしの課題と言えます。この提言を踏まえて、長期的な視点で着実に取り組みを進めると同時に、これからの公共施設のあり方を市民と行政がともに考えることで、明石市がより良いまちとなることを期待します。

平成28年（2016年）2月
明石市公共施設配置適正化に関する有識者会議
会長 田端 和彦

1 明石市の取り組みの概要

(1) 明石市の公共施設の現状

明石市では、昭和 40 年代から人口が急増したことに伴い、公共施設（ハコモノ）やインフラ（道路・橋りょう・上下水道等）を整備してきました。現在、明石市の保有する公共施設の約 6 割が建築後 30 年以上を経過して、老朽化が進んでおり、今後多くの施設で大規模改修や建て替え（更新）が必要な時期を迎えます。

一方で、明石市の財政は、市税や地方交付税等の歳入が伸び悩む中、少子高齢化などの影響によって福祉関係経費が年々増加しており、人件費や公共施設・インフラに対する投資的経費の削減を余儀なくされており、厳しい運営を強いられています。

このため、現在あるすべての施設を更新するための財源の確保は極めて困難であり、今後、施設を減らしていくことは避けられない状況にあります。

(2) 明石市の取り組みの流れ

明石市では、こうした課題に対応するため、平成 25 年 8 月に「明石市公共施設白書」を作成し、平成 27 年 3 月に基本方針や数値目標、施設種別ごとの方向性を定めた「明石市公共施設配置適正化基本計画」を策定するなど、既に取り組みに着手しているところです。

明石市公共施設配置適正化基本計画で定める基本方針・数値目標

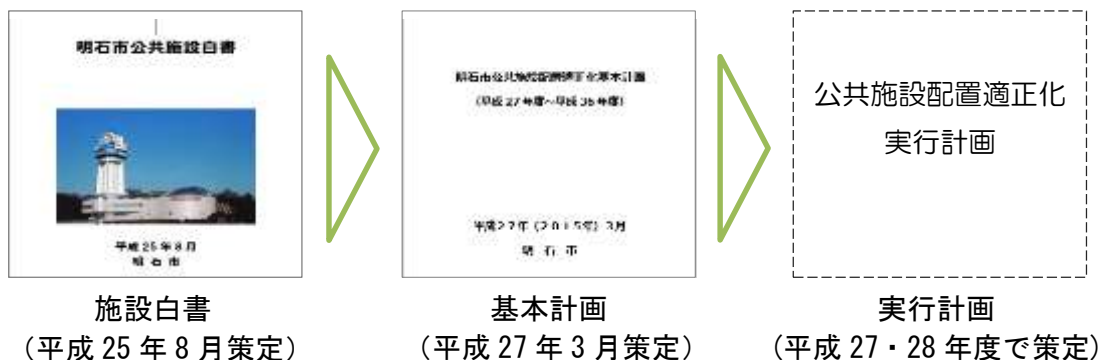
◆基本方針

- | | |
|----------------|---------------------|
| ①施設総量を縮減する | ④公民連携を積極的に推進する |
| ②機能重視へ転換する | ⑤施設廃止による収入は更新費用に充てる |
| ③施設更新に優先順位をつける | ⑥インフラはライフサイクルコストを縮減 |

◆数値目標

施設総量(延べ面積)を 40 年間で 30%縮減、20 年間で 15%縮減

この基本計画に基づき、明石市では、各施設の具体的な取組手法やスケジュールを示す「明石市公共施設配置適正化実行計画」の策定を進めています。



(3) 提言について

有識者会議は、実行計画の策定に向けて、外部の客観的・専門的な見地からの検討を行う組織として設置されました。

当会議では、公共施設配置適正化の必要性や基本計画に定める基本方針について、市と共有した上で、今後、取り組みを進める上で配慮すべき点は何か、各施設について具体的にどのように取り組むべきか、といったことについて検討し、このたび、提言を取りまとめました。

なお、提言の「3 各施設の考え方」では、以下の17施設について個別に取り組むべき方をまとめていますが、これらの施設は、現下の社会経済情勢や、施設の設置目的や保有量、利用実態等を踏まえて、さらなる有効活用や管理運営の効率化が見込める施設のうち、具体的な検討が進んでいない施設を対象に選定したものです。

大分類	小分類	対象の施設名	
学校教育系施設	学校	①小学校・中学校	
市民文化系施設	コミュニティ施設	②小学校区コミュニティ・センター、 中学校区コミュニティ・センター	
市営住宅	市営住宅	③市営住宅	
市民文化系施設	集会・文化施設	④市民会館 ⑤西部市民会館	
	生涯学習施設	⑥生涯学習センター	
産業系施設	産業系施設	⑦産業交流センター ⑧勤労福祉会館、 中高年齢労働者福祉センター(サンライフ明石) ⑨卸売市場	
		社会教育系施設	⑩文化博物館
		図書館	⑪市立図書館、西部図書館
行政系施設	行政施設	⑫市民センター、サービスコーナー	
保健・福祉施設	高齢福祉施設	⑬高齢者ふれあいの里	
	その他社会福祉施設	⑭厚生館	
スポーツ・レクリエーション系施設	レクリエーション施設・ 観光施設	⑮少年自然の家	
その他施設	その他施設	⑯あかし斎場旅立ちの丘 ⑰明石駅前立体駐車場	

☞有識者会議の委員構成や開催状況は、26ページを参照

2 公共施設配置適正化の基本的な考え方

公共施設配置適正化の取り組みを進めるにあたっては、総量縮減を目指すだけでなく、将来のまちづくりを見据えて進めるという視点も欠かせません。

そのため、当会議では、まず公共施設配置適正化の理念や目標、各施設の判断基準や施設使用料等について検討を行い、取り組みにあたっての基本的な考え方としてまとめています。

(1) 公共施設配置適正化の理念について

取り組みの方向性

市民の共有財産である公共施設には、今後、単一のサービスのみを提供するのではなく、複数のサービスを提供することにより、多世代交流や地域のにぎわいづくりといった新たな価値を生み出すことが求められる。

公共施設配置の適正化は、単なる施設の統廃合ではなく、市民や地域のニーズ、地理的な配置状況を踏まえ、長期的な視点で施設の機能を見直すことにより、まちの魅力を引き出し、将来に向けた明石のまちの再構築を目指すことである。

将来のまちづくりを見据えれば、市民の共有財産である公共施設の今後のあり方としては、これまでのように単一のサービスのみを提供するのではなく、複数のサービスを提供する複合施設に切り替えていくことが求められる。

これにより、市内各所において、より多くの多様な市民が集い、多世代交流や地域のにぎわいづくりといった新たな価値を加えた魅力的な施設を生み出すことができる。

早期に公共施設配置適正化に取り組む必要があるが、単純に施設の統廃合を進めればよいということではない。

都市間競争に打ち勝ち、将来世代に活力のあるまちを引き継ぐためには、市民や地域のニーズを踏まえ、長期的な視野でパイオニア的発想を持って施設の機能を見直すことにより、まちの魅力を引き出し、市民が誇りを持てるよう、将来に向けた明石のまちの再構築を目指す必要がある。

(2) 目標の設定について

取り組みの方向性

基本計画で定める数値目標(施設総量(床面積)を40年で30%、20年で15%縮減)の達成に向けて、10年間の目標としては7.5%縮減を目指すことになるが、民間活力の活用をはじめ、管理運営の効率化にも併せて取り組んでいくことを実行計画に示していくべきである。

現在あるすべての施設を更新するための財源の確保は極めて難しい状況にあることから、取り組みの実効性を高めるために、長期的な数値目標を設定していることは妥当である。

施設総量(床面積)を40年で30%、20年で15%縮減するという数値目標を達成するためには、40年間を通じ平均して縮減する必要があるため、実行計画で目指すべき10年間の数値目標としては7.5%程度になるだろうが、床面積削減だけで更新費用の財源を確保するのではなく、公民連携や使用料等負担の適正化、管理運営の効率化など様々な手法を取り入れながら、床面積換算では40年で30%縮減に相当する取り組みを目指す計画であることをしっかり示していくべきである。

(3) 各施設の判断基準について

取り組みの方向性

各施設の取組内容を決定する上で市民の理解を得るためには、客観的な基準に従って結論を導き出すことが求められる。そのためにも当会議で検討した「各施設の判断基準」に基づき、検討を進めていくことが望ましい。

特に、多世代交流、地域のにぎわいづくりといった「再配置の考え方」に基づく検討が重要である。

各施設の具体的な取組内容を決定する上では、多くの市民の理解を得られる公平性の高い結論を導き出すため、客観的な基準に従って検討することが求められる。

そのため、当会議で検討した「各施設の判断基準」に示すように、まずは、施設の設置目的や利用状況等のデータに基づき、施設の必要性や活用度といった評価を行い、施設ごとに取り組むべき手法を導出することが妥当である。加えて、公共施設に新たな価値を創出するためには、施設の置かれている地域の状況に配慮しながら、「多世代交流を生み出す」、「まちのにぎわい、地域の新たな活力を生み出す」、「暮らしを守る」、「共に考え、作り出す」という再配置の考え方を特に踏まえて、複合化する施設の組み合わせや、集約化した後の施設の跡地利用を含めて検討を進めることが重要である。

なお、具体的な取組内容を決定するには、長期間を要する施設もあるため、計画的な改修による長寿命化や、民間活力の活用等による管理運営の効率化に並行して取り組むことも重要である。

☞ 「各施設の判断基準」は、27 ページを参照

(4) 施設使用料等について

取り組みの方向性

施設使用料等の見直しにあたっては、利用者の負担割合を含め、統一的な基準を定める必要がある。

また、見直しに際しては、施設を利用する市民と利用しない市民との公平性を保つことが目的であることを十分に説明する必要がある。

施設使用料等の見直しにあたっては、施設間での整合性を問われるため、利用者の負担割合やサービス原価に算入する費用の細目等について、市として統一的な基準を定めることが必要である。

また、公共施設は、市が持つ資産ではなく、市民が共有する資産であり、施設の管理運営や事業実施にかかる費用と使用料収入との差額は、利用しない市民も負担する税金が使用されていることから、見直しに理解を得るためには、使用料等の見直しは施設を利用する市民と利用しない市民との公平性を保つことが目的であることを、市民に周知する努力が必要である。

なお、見直しにあたっては、同種施設間の均衡を図る観点から、他自治体の施設使用料の状況も考慮すべき要素となる。

(5) 取り組みの進め方について

取り組みの方向性

施設の複合化や集約化といった総量縮減の取り組みは、市民の理解が得られなければ進めることが難しいため、市の公共施設を取り巻く状況を広く周知し、早期に市民と協議を重ねることが重要である。

社会経済情勢や財政状況によっては、計画を適宜見直す必要も生じると考えられるので、実行計画の策定にあたっては、あまり細かく決めすぎず、柔軟性を持った計画とすることが望ましい。

持続可能な財政運営のためには、施設面積が大きい小・中学校や市営住宅といった施設について、早期に検討を進める必要がある。

取組全体を促進するため、公共施設配置適正化のモデルとなるような施設の取り組みを先行的に行うことも必要である。

施設の複合化や集約化といった取り組みに加えて、施設の利用実態に合わせたダウンサイジング（規模の縮小）を図ることも考えられる。

3 各施設の考え方

各施設の考え方について、基本計画に定める「施設総量の縮減」、「機能重視への転換」等の基本方針や、各施設の判断基準(27 ページ参照)を踏まえて検討を行い、取り組むべき方策として示しています。

① 小・中学校

概要		
小学校	心身の発達に応じて、義務教育として行われる普通教育のうち基礎的な教育を実施しています。	28 施設
中学校	小学校における基礎的な教育の上に、心身の発達に応じて義務教育として行われる普通教育を実施しています。	13 施設

取り組むべき方策

良好な教育環境を確保するため、児童・生徒数の将来推計を見ながら、学級数が標準より少ない小規模校（11 学級以下）については統廃合の検討対象とし、早期に検討を進めること。

段階的な取り組みとして、校舎の減築や集約化を進めるとともに、余裕教室については、多世代との交流や地域コミュニティの拠点として、他用途（コミュニティ施設や福祉施設）への転用を検討すること。

小・中学校において施設の老朽化が進む中、今後の児童・生徒数の推移は、減少傾向にあり、特に小学校においては、平成 37 年度には全 28 小学校のうち 5 校が小規模校（11 学級以下）になると予想されることから、子どもたちの良好な教育環境を確保し、教育効果の向上を図るため、小規模校になると予想される小学校について、跡地利用方法も含めて、統廃合を見据えた地元、地域との協議、調整を早期に進める必要がある。

また、小・中学校の適正規模等の検討にあたっては、現在の児童・生徒数がピーク時の半数程度となり、昭和 40 年代と同水準まで減っていることを市民と情報共有した上で、将来推計を見ながら、長期的な観点で検討することが重要である。

一方で、学校の統廃合には、相当の期間を要することから、統廃合を見据えた段階的な取り組みとして、校舎の減築や集約化、プールや体育館の共同利用を検討する必要がある。

また、余裕教室については、小・中学校が地域コミュニティの拠点となっていることを踏まえ、多世代交流や地域のにぎわいを生み出すコミュニティ施設や福祉施設等への転用を検討すべきである。

② 小学校区コミュニティ・センター、 中学校区コミュニティ・センター

概要		
小学校区コミュニティ・センター	地域活動、行政情報の提供、スポーツや文化的活動を行っています。施設の多くは、小学校との複合施設となっています。	28施設
中学校区コミュニティ・センター	各種学習講座、サークル活動、交流行事などを行っています。施設の多くは、中学校との複合施設となっています。	16施設

取り組むべき方策

小学校区コミセンは、今後もまちづくり活動の拠点とした上で、学校規模の適正化を見据えて、学校統廃合に伴うコミセンのあり方について早期に検討を進めること。

中学校区コミセンは、生涯学習や文化・スポーツ活動の拠点であるが、全ての施設で同じサービスを提供するのではなく、地域のニーズに応じた規模やサービスを検討すること。

コミセンは、地域におけるまちづくりの拠点であり、地域がより有効に活用できるよう、地域住民が主体となる運営に転換することが望ましい。

小学校区コミセンは、まちづくり活動の拠点であるが、今後、学校規模の適正化により小学校が統廃合されることを見据え、コミセンのあり方について早期に検討を進める必要がある。

中学校区コミセンは、生涯学習や文化・スポーツ活動の拠点であるが、民間でも同様のサービスを提供する施設があることから、各コミセンで一律に同じサービスを提供するのではなく、地域のニーズに応じた規模やサービスを検討する必要がある。

また、コミセンは地域におけるまちづくりの拠点であり、主に地域住民が利用する施設であるため、地域が有効に活用できるよう、地域住民が主体となる運営に転換することが望ましい。

③ 市営住宅

概要

市営住宅	市が国の補助金を受けて建設したものであり、住宅に困窮する低所得者を対象とした公営住宅です。	37施設
------	-----------------------------------------------	------

取り組むべき方策

市営住宅の適正戸数を見極めながら、耐震性の低い住宅棟やエレベーター等のバリアフリー設備が未整備である住宅棟の計画的な廃止、集約化や空き室の他用途への転用を進めるとともに、指定管理者制度等の民間活力の活用など維持管理コストの縮減に取り組む必要がある。

また、民間住宅の借り上げや家賃補助、高齢者世帯や子育て世帯の優先入居など、社会情勢等に応じて新たな住宅施策を実施することも検討すること。

人口推移、同じ公営住宅である県営住宅の戸数・立地状況、民間賃貸住宅の状況、市の住宅施策及び福祉施策のあり方を踏まえ、市営住宅の適正戸数を見極めながら、耐震性の低いあるいはエレベーター等のバリアフリー設備が未整備であり、募集倍率が低下傾向にある住宅棟の計画的な廃止、集約化や空き室の他用途（コミュニティ施設・福祉施設）への転用を検討する必要がある。

当面は、他自治体でも取組事例がある指定管理者制度等の民間活力の活用など維持管理コストの縮減を進める必要がある。

また、市営住宅戸数の削減を進める一方で、より多様な住宅困窮者に対応できるよう、民間住宅の借り上げや家賃補助、高齢者世帯や子育て世帯の優先入居など、社会情勢等に応じて新たな施策を実施することも検討すべきである。

また、これから更新する市営住宅については、様々な家族形態が存在することを踏まえ、間取りをコンパクトにしたり、高齢者が暮らしやすい仕様にするなど、ニーズに応じた整備も必要である。

④ 市民会館

概要		
市民会館	自主事業（音楽、演劇、舞踊等）や貸館業務を行っています。1,280名収容の大ホール、450名収容の中ホール等を備えています。	1施設

取り組むべき方策

稼働率に加えて、施設の来場者層や来場人数等の利用実態や近隣自治体のホール利用状況を把握した上で、施設の更新を行う際には、1,000名規模の大ホールから500名規模の中ホール中心に切り替えることについて、近隣自治体との連携も含めて検討すること。

市内には、市民会館のほかに、西部市民会館や子午線ホール、市民ホールなど、文化公演等を行うホール機能を有する施設が複数あるが、稼働率の低いところもあり、市内のホールのあり方について見直す必要がある。

特に、市民会館については、老朽化による更新を行う際には、ホールの稼働率に加えて、来場者層や来場人数等の利用実態を把握した上で、市民が利用しやすいホールの規模を検証し、例えば1,000名規模の大ホールから500名規模の中ホール中心に切り替えることについても検討すべきである。

また、他自治体にも同様のホールがあることから、大規模なホールについては他自治体の施設を利用するなど、近隣自治体との連携もあわせて検討すべきである。

全市的に貸館の効率的な利用が図られるよう、貸館事業を行う施設を一体的に運用するシステムを導入することが望ましい。

⑤ 西部市民会館

概要		
西部市民会館	494名収容のホールと防音の練習室を備え、自主事業（音楽、演劇、舞踊等）や貸館業務を行っています。西部図書館との複合施設です。	1施設

取り組むべき方策

文化公演等を行うホールとしての利用目的に限定せず、多世代交流や地域のにぎわいづくりなど、多様な用途に利用しやすくなるよう検討すること。複合施設の利点を活かして、提供するサービスを工夫して、歴史や文化に絡めたイベント開催など、併設の西部図書館との一体的な取り組みを進めること。

西部市民会館は、比較的新しい施設ではあるものの、ホールの稼働率が低いことから、利用者増加に向けて、さらなる有効活用を図る工夫が求められる。

有効活用の方策としては、文化公演等を行うホールとしての利用目的に限定せず、多世代交流や地域のにぎわいづくりなど、より多くの用途に利用しやすくなるよう検討する必要がある。

西部図書館が併設されている複合施設であるという利点を活かし、歴史や文化に絡めたイベント開催など、施設の魅力を高めるために、西部図書館と一体的な取り組みができないか検討する必要がある。

⑥ 生涯学習センター

概要		
生涯学習センター	293名収容のホールや120名収容の学習室など学習の場の提供、各種講座等による学習機会の提供や学習情報の提供を行っています。	1施設

取り組むべき方策

市民の自主的な生涯学習活動を支援する施設として、必要なサービスを見極め、多世代交流や地域のにぎわいづくりを生み出す機能を付加するなど、施設全体を有効に活用するための方策を検討すること。

市民の自主的な生涯学習活動を支援する施設であるが、稼働率が低い貸室もあり、生涯学習施設として必要なサービス、施設の規模を見極めながら有効活用を検討する必要がある。

施設の有効活用にあたっては、多世代交流や地域のにぎわいづくりを生み出す機能を付加するなど、施設全体を有効に活用するための方策を検討する必要がある。

⑦ 産業交流センター

概要		
産業交流センター	産業交流、人材育成、産業経済情報の収集・提供、経営相談及び技術相談を行うことのほか、展示会、催物、研修、諸会合等を行うための場を提供しています。	1施設

取り組むべき方策

施設の位置づけを明確にし、産業振興に必要な施設規模を見極めた上で、他用途への転用も含め施設全体のあり方を検討すること。

産業交流、企業支援を設置目的としているが、利用実態としては、サークル活動等を目的とする一般市民の利用者も多いことから、施設の位置づけを明確にし、産業振興に必要な施設規模を見極める必要がある。

全体的に貸室の稼働率が低く、また、駅前に立地し比較的新しい施設であるため、展示場や多目的ホールも含め、他用途への転用など施設のあり方を検討する必要がある。

⑧ 勤労福祉会館・中高年齢労働者福祉センター（サンライフ明石）

概要		
勤労福祉会館	勤労市民及びその団体の諸会合や研修、教養及び文化の向上、スポーツ及びレクリエーションの場を提供しています。	1 施設
中高年齢労働者福祉センター（サンライフ明石）	中高年齢労働者等の諸会合や研修、教養及び文化の向上、スポーツ及びレクリエーションの場を提供しています。	1 施設

取り組むべき方策

当施設の利用実態を見れば、施設の必要性が乏しくなっており、近隣のコミセンや民間スポーツ施設等でも代替することが可能な施設であるため、他用途への転用または廃止を検討すること。

労働者福祉向上の観点から設置された施設であるが、当施設の利用実態を見れば、労働者に限らず多くの一般市民に利用されており、施設の必要性が乏しくなっている。また、近隣のコミセンや民間スポーツ施設等でも代替することが可能な施設である。

他用途へ転用するか、更新時期を迎えた段階で廃止することも含めて、施設のあり方を検討する必要がある。

⑨ 卸売市場

概要		
卸売市場	生鮮食料品の取引の適正化とその流通の円滑化など、地場の新鮮な魚・野菜等を消費者に供給する流通拠点たる役割を果たしています。	1 施設

取り組むべき方策

地場の生鮮食料品を扱う流通拠点であるが、流通形態の多様化等に伴う取扱高の減少等の課題がある。平成 27 年度から指定管理者制度を導入したこともあり、今後の取扱高の推移や市場の活性化に向けた取り組みを見極めながら、将来的には民営化等の検討も行うこと。

地場の魚や野菜等の生鮮食料品を扱う流通拠点であるが、近年は、流通形態の多様化等に伴い、取扱高の減少が続いており、また、施設の老朽化により、今後、多額の改修費用を要するなどの課題がある。

こうした課題の解消とサービスの向上及び経費削減を目指して、平成 27 年度から指定管理者制度による管理運営に移行し、新たな販路の開拓等による取扱高の増加を図っているが、今後の市場の活性化に向けた取り組みを見極めながら、将来的には民営化等の検討も行う必要がある。

⑩ 文化博物館

概要		
文化博物館	歴史、民俗等に関する資料の収集・展示のほか、文化遺産の保存と継承並びに芸術・文化の振興を行っています。	1施設

取り組むべき方策

明石の歴史の継承及び文化振興の拠点としての役割を果たせるよう、収蔵品や資料が実際に市民の目に触れる機会を増やすため、施設の魅力を高め、来館者数を増やすための取り組みのほか、他施設での収蔵品や資料の展示、イベント等の館外活動（アウトリーチ）を進めるよう検討すること。

明石の歴史の継承及び文化振興の拠点であるが、歴史に関する市民の理解を深め、効果的に文化振興を図るためには、収蔵品や資料を普段目にする事が無い市民が、実際に触れる機会を増やすことが求められる。

そのためには、施設の魅力を高め、来館者数を増やすための取り組みのほか、他施設のホールやロビー等を活用した収蔵品や資料の展示、イベントの開催といった館外活動（アウトリーチ）を進めることが重要である。

⑪ 市立図書館、西部図書館

概要		
市立図書館	図書、記録その他必要な資料の収集、提供のほか、それに関連する事業を行っています。	1施設
西部図書館	図書、記録その他必要な資料の収集、提供のほか、それに関連する事業を行っています。	1施設

取り組むべき方策

知識と情報発信の拠点として、多世代交流や地域のにぎわいづくりをより一層生み出すためにも、多機能を有する複合施設の利点を活かして、市民が魅力を感じられる取り組みを検討すること。

市立図書館は駅前再開発ビルへの移転が決まっており、現図書館は廃止することになっている。なお、市民の重要な社会教育施設であることから、民間活力の活用には、効率一辺倒ではなく、知識と情報発信の拠点として、また、駅前の活性化に資する集客の要として、移転後の図書館を効果的に管理運営していく必要がある。

また、西部図書館は、貸出冊数が現在の市立図書館と同程度であり、西部地区の拠点となっているが、さらに利用者を増やすためにも、隣接している西部市民会館との一層の連携を図ることが重要である。

他自治体の取り組みを見ても、図書館は複合施設であることによる相乗効果が期待できる施設であることから、多世代交流や地域のにぎわいづくりをより一層生み出すためにも、市民にとって魅力を感じられる取り組みを検討する必要がある。

⑫ 市民センター、サービスコーナー

概要		
市民センター	戸籍及び住民登録に係る諸届の受付や各種証明書の交付及び市税、国民健康保険等にかかる受付などの窓口業務のほか、センター内会議室の貸館業務を行っています。	3 施設
サービスコーナー	戸籍及び住民登録に係る諸届の受付や各種証明書の作成並びに交付等の窓口業務を行っています。	5 施設

取り組むべき方策

市民センターは、地域の行政窓口として設置されているが、稼働率の低い貸室もあることから、施設の有効活用を検討すること。

サービスコーナーは、マイナンバー制度やコンビニ交付の普及等による各種証明等の取扱件数の推移を見ながら、廃止を含め規模の縮小を検討すること。

市民センターは、地域の行政窓口として設置されているが、稼働率の低い貸室もあることから、地域性や貸室の種別・利用状況を踏まえて、施設の有効活用を検討する必要がある。

サービスコーナーは、駅前に立地するサービスコーナーの利用は多いものの、他のサービスコーナーでは利用者が少ない状況にある。また、業務内容の約9割が証明書発行業務であることから、マイナンバー制度やコンビニ交付の普及等による取扱件数の推移を見ながら、規模縮小や廃止を検討する必要がある。

⑬ 高齢者ふれあいの里

概要

高齢者ふれあいの里	高齢者の心身の健康増進、レクリエーション及び教養の向上のための場を総合的に提供しています。	4施設
-----------	-----------------------------------------------	-----

取り組むべき方策

施設で提供しているサービスのうち、介護予防や健康増進といったサービスは、全市的に実施する必要があるため、小・中学校やコミセン等を利用し、市内全域での事業展開を進め、施設は集約化または廃止を検討すること。

年間で延べ約15万人の利用があるが、実利用者は約2千人であり、利用者が固定化している。また、施設を利用できる60歳以上の人口が約9万人であり、そのうちの2～3%の人しか利用していない状況である。

単なるレクリエーションの場であれば、市が特定の施設を保有する必要はない。

施設で提供している介護予防や健康増進などのサービスは、全市的に実施する必要があり、また、支援が必要な人には支援を行うという高齢者施策の再構築の観点からも、学校やコミセン等を利用して市内全域で事業展開を進める方が効果的であることから、施設は集約化または廃止を検討する必要がある。

⑭ 厚生館

概要

厚生館	相談業務や人権課題の解決のための各種事業を総合的に 行っています。	7施設
-----	--------------------------------------	-----

取り組むべき方策

人権施策は全市的に推進する必要があるため、小・中学校やコミセン等、市民が集いやすい施設での事業展開を進め、現在の施設については、地域の意向を踏まえながら、地域への移管や他施設への転用も含め、集約化に向けた検討を行うこと。

人権施策の推進は今後も行政として必要な施策であるが、複雑多様化する人権課題を解決するためには、人権教育、啓発に幅広い市民に参加してもらう必要がある。

世代を問わず、市全体で人権意識の啓発を進めていくためには、小・中学校やコミセン等の市民が集いやすい施設で人権教育、啓発を幅広く行うことにより、当施設を通じた事業展開よりも効果的に目的を達成できると考えられる。

今ある施設は、地域の意向を踏まえながら、必要に応じて地域への移管や他施設への転用も含め、集約化の検討を行うことが必要である。

⑮ 少年自然の家

概要		
少年自然の家	宿泊室、研修室、体育館、グラウンドなどを備えており、集団宿泊生活や野外活動を通じて、心身ともに健全な青少年を育成しています。	1施設

取り組むべき方策

小学生の集団宿泊を通して子どもの健全な育成を図るという教育目的を達成する上で、当施設は不可欠な施設とはいえないため、施設の老朽化が進んでいる現状を踏まえて、他自治体の類似施設や他の教育活動で代替できないかといった観点から、施設の廃止を含めて検討すること。

当施設は、野外活動施設であることから、夏季を中心とした利用がなされており、特に宿泊室の稼働率は、年間平均では全室で約20%と低い状況にある。また、住宅地に囲まれ、活動内容が制約されている。

一方、施設は老朽化が進み、大規模改修の時期が迫る中、利用者の安全性を考えれば、早急にあり方を判断する必要がある。

小学生の集団宿泊を通して子どもの健全な育成を図るという教育目的を達成する上で、当施設は不可欠な施設とはいえないため、他自治体の類似施設や他の教育活動で代替できないかといった観点から、施設の廃止も含めて検討する必要がある。

⑩ あかし斎場旅立ちの丘

概要		
あかし斎場旅立ちの丘	昭和 61 年に火葬炉の他、告別式場などを備えた市営の葬儀施設として設置しました。施設老朽化や火葬需要の増加に対応するために全面建替え工事を行い、平成 21 年 11 月から名称を「あかし斎場旅立ちの丘」に改称、葬祭式場の供用を開始し、平成 25 年度から火葬場の全面供用を開始しています。	1 施設

取り組むべき方策

サービスの向上や経費の削減など効率的・効果的な管理運営を図るため、指定管理者制度等の民間活力の活用を検討すること。また、民間でもサービス提供がなされている葬祭式場については、将来的には民営化を検討すること。

今後、取扱件数が増えることが予想されることや、火葬炉については多額の維持管理費用がかかることから、サービスの向上や経費の削減といった効率的・効果的な管理運営を進めるため、指定管理者制度等の民間活力の活用を検討する必要がある。

また、葬祭式場については、民間でも同種のサービスの提供がなされていることから、公民の役割分担をし、将来的には、民営化を検討する必要がある。

⑰ 明石駅前立体駐車場

概要

明石駅前立体 駐車場	自動車利用者の利便性向上や道路交通の円滑化を図り、都市機能の維持及び増進を進めています。	1施設
---------------	----------------------------------------------	-----

取り組むべき方策

明石駅前の自動車利用者の利便施設として、明石駅前に立地し、収益の見込める施設であることから、公民の役割分担を踏まえ、将来的には民営化を検討すること。

明石駅前には駐車場が少ないため、当駐車場は自動車利用者の利便性の向上に寄与している。また、駅前に立地しており、収益の見込める施設である。

現在、指定管理者制度を導入しており、利用台数も年々増加しているが、駅周辺の駐車場需要を見極めながら、民間でできることは民間で行う方が望ましいという公民の役割分担の観点を踏まえ、将来的には民営化も検討する必要がある。

参考資料

(1) 明石市公共施設配置適正化に関する有識者会議 委員名簿

(敬称略)

職務	所属・役職等	氏名
会長	兵庫大学 生涯福祉学部 教授	たばた かずひこ 田端 和彦
委員	関西学院大学 総合政策学部 教授	かどの ゆきひろ 角野 幸博
委員	大阪学院大学 経済学部 教授	わだ さとこ 和田 聡子
委員	一般財団法人 建築保全センター 保全技術研究所 次長 公共建築マネジメント研究センター主任研究員	いげざわ りゅうぞう 池澤 龍三

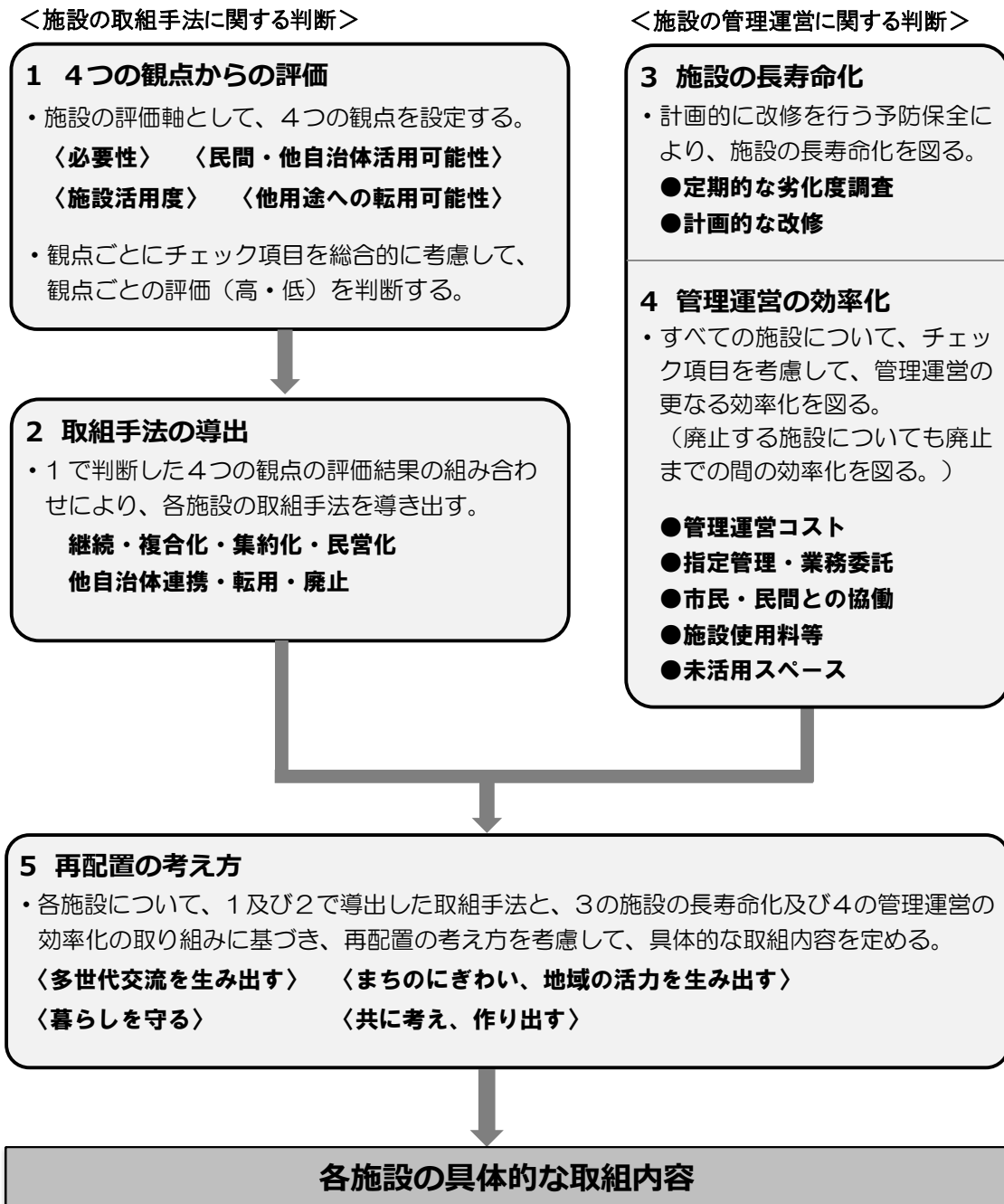
(2) 明石市公共施設配置適正化に関する有識者会議 開催状況

回数	開催日時・開催場所	議題
第1回	平成27年7月31日(金) 午後3時30分～午後5時15分 議会棟2階第4委員会室	○会議の設置及び運営について ○実行計画の構成案について ○施設評価の基準について
第2回	平成27年9月3日(木) 午後3時30分～午後5時40分 議会棟2階第4委員会室	○施設評価の基準について ○個別施設の協議について ・学校施設、コミュニティ施設、市営住宅
第3回	平成27年10月27日(火) 午後1時30分～午後3時35分 議会棟2階第2委員会室	○個別施設の協議について ・学校施設、コミュニティ施設、市営住宅、市民文化系施設、社会教育施設、産業系施設
第4回	平成27年11月24日(火) 午後1時30分～午後3時30分 議会棟2階第3委員会室	○個別施設の協議について ・市民文化系施設、社会教育系施設、産業系施設、行政系施設ほか
第5回	平成27年12月12日(土) 午後1時30分～午後3時30分 南会議室棟1階103AB会議室	○個別施設の協議について ・行政系施設 ほか ○使用料等に対する考え方について ○有識者会議の協議総括について 等

(3) 各施設の判断基準

各施設の判断基準

既存施設の目的や稼働状況、老朽度等から、各施設の具体的な取組内容（どの施設と統合するのか、何の目的に転用するのか 等）を、以下の流れに従って定めていきます。



1 4つの観点からの評価

評価の観点	観点の説明	チェック項目
必要性	<ul style="list-style-type: none"> 法令により設置が義務付けられた施設であるか 市民の生命・身体の保護に不可欠な施設であるか 政策上、市が保有することの必要性が特に高い施設であるか 	国県の所管する法令による必置義務
		施設の機能(市民の生命・身体の保護に不可欠な医療、消防・防災施設等であるか)
		施設の機能(長期総合計画に定めるまちづくり戦略※に合致する機能であるか)
民間・他自治体活用可能性	<ul style="list-style-type: none"> 市民が利用可能な同種施設が民間、他自治体等にも存在するか 民間、他自治体等への移譲、連携が可能か 	民間、他自治体、国が保有する同種施設
		具体的な移譲・連携先の目途
施設活用度	<ul style="list-style-type: none"> 施設は十分に活用されているか 施設設置目的に合った活用がなされているか 活用度に見合った管理運営コストとなっているか 	稼働率、利用者数
		床面積(利用者1人あたり等)、未活用スペース
		施設利用目的、施設利用者の属性
		管理運営コスト
他用途への活用可能性	<ul style="list-style-type: none"> 施設の転用が容易に可能か 転用しても安全性が保てるか 転用しても必要な利便性が確保できるか 転用後に活用度に見合った管理運営コストになると見込めるか 	老朽度
		耐震性能
		バリアフリー設備状況
		専用設備の多少
		立地条件
		管理運営コスト

※長期総合計画まちづくり戦略「子どもの健やかな育ちで、みんなの元気を生み出す」

2 評価結果による取組手法の導出

類型	必要性	民間・他自治体活用可能性	施設活用度	他用途への活用可能性	主な取組手法
1	高	高	高	高	民営化、他自治体連携又は継続
2	高	高	高	低	民営化、他自治体連携又は継続
3	高	高	低	高	民営化、他自治体連携、複合化又は転用
4	高	高	低	低	民営化、他自治体連携、集約化又は廃止
5	高	低	高	高	継続
6	高	低	高	低	継続
7	高	低	低	高	複合化又は集約化
8	高	低	低	低	集約化又は継続
9	低	高	高	高	民営化、他自治体連携又は転用
10	低	高	高	低	民営化、他自治体連携又は廃止
11	低	高	低	高	転用又は廃止
12	低	高	低	低	廃止
13	低	低	高	高	複合化、集約化又は継続
14	低	低	高	低	集約化又は継続
15	低	低	低	高	複合化、集約化又は転用
16	低	低	低	低	集約化又は廃止

3 施設の長寿命化

取組項目	取り組みの内容
定期的な劣化度調査	定期的な劣化度調査の実施により、建築物の劣化度を把握する。
計画的な改修	経過年数や劣化度を踏まえ、計画的な改修により予防保全を進める。

4 管理運営の効率化

チェック項目	効率化の取り組み
管理運営コスト	事務手続きの簡略化、ITの活用、庁内他部署との兼務・連携、職員の能力向上等により、事務効率を高め、人件費を含めた管理運営コストの削減を進める。
指定管理・業務委託	指定管理や業務委託を導入していない施設のうち、導入した方が効率的、効果的な施設について導入を進める。また、既に導入している施設について、複数施設の維持管理業務の一括発注など、より効率的、効果的な手法を取り入れていく。
市民・民間との協働	市民や民間事業者のノウハウや資金を活かすことにより、サービスの向上や管理運営の効率化が見込まれる施設については、市民・民間事業者との協働を進める。
施設使用料等	管理運営コストに対する適正な利用者の負担のあり方について、市としての統一的な考え方をまとめ、これに基づいて施設使用料等の見直しを進める。
未活用スペース	施設に未活用スペースがある場合、該当部分を暫定的に民間事業者に貸し出すなど、施設を最大限に活用できる方策を検討する。

5 再配置の考え方

考え方1 多世代交流を生み出す

異なる施設が同じ空間にあることによる相乗効果を高めるとともに、地域住民の誰もが集うことができ、そこで施設の利用目的や年齢を問わず、多世代交流を生み出す多機能型の施設配置を進めます。

【考えられる取組例】

- ・学校の余裕スペースや空き時間を高齢者支援等のために活用
- ・市営住宅の一部を子育て支援や地域交流のために活用

考え方2 まちのにぎわい、地域の新たな活力を生み出す

施設の性質や利用圏域を考慮して、公共交通の利便性の高い駅前等にはまちのにぎわいづくりを促進する施設を集約する一方、小学校区ごとなどの単位では地域の新たな活力の創出を目指し、教育環境の充実を図るとともに、地域交流の拠点を集約していきます。

【考えられる取組例】

- ・駅前に生涯学習施設等を集約
- ・小中一貫教育学校の設置、小中学校へのエアコンの設置、小学校の少人数学級化

考え方3 暮らしを守る

施設の多機能化や集約化といった再配置を進める中でも、人口減少・長寿時代を念頭に市民の安心・安全な暮らしを守るため、子育てや高齢者支援、防災等の機能の維持、整備を進めます。

【考えられる取組例】

- ・保育所入所定員の増加
- ・介護予防事業の充実
- ・避難所機能の確保

考え方4 共に考え、つくり出す

市民や民間事業者との連携や、既存の公共・民間施設等の地域資源の活用によって、利用者ニーズに合わせた施設サービスの転換を図るなど、地域に必要な施設を、行政と市民、民間事業者が共に考え、作り出す協働型の施設運営を進めます。

【考えられる取組例】

- ・地域住民が主体となる施設運営
- ・公共と民間の共同利用施設の設置